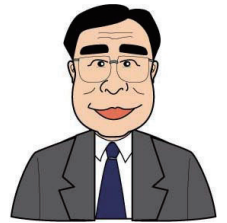


今月のテーマ 「相続財産を譲渡した場合の取得費加算の特例」

1. Q 相続税支払いの為やその他、何らかの理由により、相続財産を手放すとは少なくないと思いますが、その際、発生した譲渡益には所得税がかかり、負担となってしまいます。そこで、相続財産を譲渡した場合の特例がありますか。

A 相続または遺贈により取得した土地、建物等の財産を一定期間内に譲渡した場合に、相続税のうち一定金額を譲渡資産の取得費に加算できる「取得費加算の特例」があります。この特例は、譲渡所得のみに適用がある特例ですので、株式等の譲渡による事業所得及び雑所得については、適用できません。



2. Q この特例の適用を受ければ、譲渡所得から差し引ける金額が増えることとなりますので、所得税の節税につながりますが、特例の適用を受けるための要件はどのようなものがありますか。

A (1) 相続や遺贈により財産を取得した人であること
(2) その財産を取得した人に相続税が課税されていること
(3) その財産を、相続開始のあった日の翌日から相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までに(通常3年10ヶ月)に譲渡していることで、これらの要件の全てを満たす必要があります。

3. Q 取得費に加算する相続税額は、どのような算式で計算されますか。

A その者の相続税額をその者の全体課税価格で除し、そしてその者が譲渡した財産の課税価格を掛けた算式で、計算した金額です。すなわち、全体で按分するということです。ただし、その金額がこの特例を適用しないで計算した譲渡益を超える場合は、その譲渡益相当額となります。しかも譲渡した財産ごとに計算します。

4. Q この特例の適用を受けるためには、一定の書類を添えて確定申告をすることが必要となるとは思います。一定の書類とはどのようなものですか。

A (1) 相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書
(2) 譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)

FMサガ、NBCラジオ佐賀「野中税理士の税務相談コーナー」放送中!

6月放送は 6月14日、28日(FMサガ) 【第2、4火曜】午後4時30分～

6月 2日、16日(NBCラジオ佐賀) 【第1、3木曜】午後2時10分～

今日の一句

私が大学一年生の時、学生運動が始まりました。それは1968年5月のパリでの自由と平等と自治を掲げた1千万人のデモから世界に広がりました。そこで一句!!!

「パリの街 空のかなたへ 自由の歌」(若者の理想)

♪ 美しき五月のパリ 加藤 登紀子

今日の一言

「悲しい涙を流している人はきれいなものでしょうね」

「涙をこらえて笑っている人はきれいなものでしょうね」

(吉田拓郎:イメージの詩)

九星占い (6月)

《一白水星》
周りと和を心がければ、いろんな方の協力も得られ順調に物事が進むでしょう。散財に注意してください。

《二黒土星》
日頃の努力が認められ成果も得られるでしょう。積極的に行動しましょう。
家族サービスがさらなる幸運のカギに!

《三碧木星》
慎重に行動することが大切です。先走った行動は墓穴を掘ることが。周りのアドバイスに耳を傾けてください。

《四緑木星》
新しいことにチャレンジすることで運氣UPに繋がります。斬新なアイデアで勝負しましょう。今を大切に!

《五黄土星》
運氣上昇中で、忙しい月になりそうです。蓄財運がいいので貯金を始めるにはいい時です。睡眠不足には注意!

《六白金星》
社交運が好調です。明るく元気に接することで評判も急上昇します。パートナーのいない人には新たな出会いがあるでしょう。

《七赤金星》
体調を崩しやすい時です。健康管理には充分注意してください。一方だけ見ずに全体を見渡す目が大切です。

《八白土星》
何事も真摯に取り組むことで信頼度UPすることでしょう。自分の力を思い切って試すことで運氣UPに!

《九紫火星》
吉凶混合月です。足をすくわれぬように気を付けてください。頑固になりすぎないように注意してください。